

○財務省告示第六百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平

成十五年十月二十日に発行した割引短期国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 割引短期国庫債券（第三百三十

二 発行の根拠 九回）

三 法律及びそ 三十九年法律第六号）第五條第

の法條項の適 一 項

振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三三年法律第七十五号。以下

三 振替法の適 適用を受けるものとし、その振

四 発行方法 替機関は日本銀行とする。

五 発行金額 日本銀行による乗換えのための

六 最低額面金 額面金額で四百七十一億千万円

七 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

八 発行行日 額の記載又は記録は、最低額面金

九 発行価格 額面金額百円につき九十九円九

十 償還期限 平成一十六年十月二十日

十一 償還金額 償還金を支払う。

十二 元金支払 額面金額百円につき百円

日本銀行

額面金額百円につき百円

償還金を支払う。

償還期が銀行休業日に

たただし、償還期が銀行休業日に

償還金を支払う。

額面金額百円につき百円

日本銀行

額面金額百円につき百円

十三

弘 場
込 所

期
日

平 成
十 五
年 十
月 二
十 日